

平成29年第4回
笠間市議会定例会会議録 第2号

平成29年12月5日 午前10時00分開議

出席議員

議長	22番	海老澤	勝君
副議長	14番	石松俊	雄君
	1番	田村泰	之君
	2番	村上寿	之君
	3番	石井	栄君
	4番	小松崎	均君
	5番	菅井	信君
	6番	畑岡洋	二君
	7番	橋本良	一君
	8番	石田安	夫君
	9番	蛭澤幸	一君
	10番	野口	圓君
	11番	藤枝	浩君
	12番	飯田正	憲君
	13番	西山	猛君
	15番	萩原瑞	子君
	16番	横倉き	ん君
	18番	大関久	義君
	19番	市村博	之君
	20番	小菌江	一三君
	21番	石崎勝	三君

欠席議員

17番 大貫千尋君

出席説明者

市	長	山口伸樹	君	
副市	長	久須美忍	君	
教	育	長	今泉寛	君

市長公室長	塩畑正志君
総務部長	中村公彦君
市民生活部長	石井克佳君
福祉部長	鷹松丈人君
保健衛生部長	打越勝利君
産業経済部長	米川健一君
都市建設部長	大森満君
上下水道部長	鯉渕賢治君
市立病院事務局長	友水邦彦君
教育次長	小田野恭子君
消防長	水越均君
笠間支所長	渡部明君
岩間支所長	岡野正則君

出席議会事務局職員

議会事務局長	飛田信一
議会事務局次長	渡辺光司
次長補佐	堀越信一
主査	若月一
係長	神長利久

議事日程第2号

平成29年12月5日（火曜日）

午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第84号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第85号 笠間市立病院条例の一部を改正する条例について
- 議案第86号 笠間市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第87号 笠間市特別会計条例等の一部を改正する条例について
- 議案第88号 笠間市公共下水道事業基金条例を廃止する条例について
- 議案第89号 かさま歴史交流館井筒屋の設置及び管理に関する条例について

- 議案第 90号 笠間市公共下水道事業の設置等に関する条例について
- 議案第 91号 指定管理者の指定について（笠間市地域福祉センター）
- 議案第 92号 指定管理者の指定について（笠間の家）
- 議案第 93号 指定管理者の指定について（筑波海軍航空隊記念館）
- 議案第 94号 指定管理者の指定について（笠間市民体育館）
- 議案第 95号 指定管理者の指定について（笠間市岩間総合運動公園）
- 議案第 96号 指定管理者の指定について（笠間市総合公園、石井街区公園）
- 議案第 97号 指定管理者の指定について（笠間市笠間武道館）
- 議案第 98号 指定管理者の指定について（笠間市岩間海洋センター）
- 議案第 99号 指定管理者の指定について（笠間市岩間工業団地テニスコート）
- 議案第100号 工事委託に関する協定の変更について
- 議案第101号 平成29年度笠間市一般会計補正予算（第4号）
- 議案第102号 平成29年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第103号 平成29年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第104号 平成29年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第105号 平成29年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第106号 平成29年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第107号 平成29年度笠間市立病院事業会計補正予算（第2号）
- 議案第108号 平成29年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第 84号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
 - 議案第 85号 笠間市立病院条例の一部を改正する条例について
 - 議案第 86号 笠間市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
 - 議案第 87号 笠間市特別会計条例等の一部を改正する条例について
 - 議案第 88号 笠間市公共下水道事業基金条例を廃止する条例について
 - 議案第 89号 かさま歴史交流館井筒屋の設置及び管理に関する条例について
 - 議案第 90号 笠間市公共下水道事業の設置等に関する条例について
 - 議案第 91号 指定管理者の指定について（笠間市地域福祉センター）
 - 議案第 92号 指定管理者の指定について（笠間の家）

- 議案第 93号 指定管理者の指定について（筑波海軍航空隊記念館）
議案第 94号 指定管理者の指定について（笠間市民体育館）
議案第 95号 指定管理者の指定について（笠間市岩間総合運動公園）
議案第 96号 指定管理者の指定について（笠間市総合公園、石井街区公園）
議案第 97号 指定管理者の指定について（笠間市笠間武道館）
議案第 98号 指定管理者の指定について（笠間市岩間海洋センター）
議案第 99号 指定管理者の指定について（笠間市岩間工業団地テニスコート）
議案第100号 工事委託に関する協定の変更について
議案第101号 平成29年度笠間市一般会計補正予算（第4号）
議案第102号 平成29年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第103号 平成29年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第104号 平成29年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第105号 平成29年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第106号 平成29年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
議案第107号 平成29年度笠間市立病院事業会計補正予算（第2号）
議案第108号 平成29年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）

午前9時59分開議

開議の宣告

- 議長（海老澤 勝君） ご報告申し上げます。ただいまの出席議員は21名であります。
本日の欠席議員は、17番大貫千尋君であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

議事日程の報告

- 議長（海老澤 勝君） 日程についてご報告申し上げます。
本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。
これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（海老澤 勝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、9番蛭澤幸一君、10番野口 圓君を指名いたします。

-
- | | |
|----------|---|
| 議案第 84号 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 85号 | 笠間市立病院条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 86号 | 笠間市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 87号 | 笠間市特別会計条例等の一部を改正する条例について |
| 議案第 88号 | 笠間市公共下水道事業基金条例を廃止する条例について |
| 議案第 89号 | かさま歴史交流館井筒屋の設置及び管理に関する条例について |
| 議案第 90号 | 笠間市公共下水道事業の設置等に関する条例について |
| 議案第 91号 | 指定管理者の指定について（笠間市地域福祉センター） |
| 議案第 92号 | 指定管理者の指定について（笠間の家） |
| 議案第 93号 | 指定管理者の指定について（筑波海軍航空隊記念館） |
| 議案第 94号 | 指定管理者の指定について（笠間市民体育館） |
| 議案第 95号 | 指定管理者の指定について（笠間市岩間総合運動公園） |
| 議案第 96号 | 指定管理者の指定について（笠間市総合公園、石井街区公園） |
| 議案第 97号 | 指定管理者の指定について（笠間市笠間武道館） |
| 議案第 98号 | 指定管理者の指定について（笠間市岩間海洋センター） |
| 議案第 99号 | 指定管理者の指定について（笠間市岩間工業団地テニスコート） |
| 議案第 100号 | 工事委託に関する協定の変更について |
| 議案第 101号 | 平成29年度笠間市一般会計補正予算（第4号） |
| 議案第 102号 | 平成29年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 議案第 103号 | 平成29年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 議案第 104号 | 平成29年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 議案第 105号 | 平成29年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 議案第 106号 | 平成29年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号） |
| 議案第 107号 | 平成29年度笠間市立病院事業会計補正予算（第2号） |
| 議案第 108号 | 平成29年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号） |

○議長（海老澤 勝君） 日程第2、議案第84号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、ないし議案第108号 平成29年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）までの25件を一括議題といたします。

議案の説明は既に終了しております。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、従い発言を許可いたします。なお、質疑は3回までとなります。

10番野口 圓君。

○10番（野口 圓君） 全部のあれをやるんですかね。87からやっていったほうがいいですかね。

○議長（海老澤 勝君） 一件一件で。

○10番（野口 圓君） 議案第87号は、市長を管理者に改めるという内容なのですが、この意図はどういうことなのか。

○議長（海老澤 勝君） 都市建設部長……。

○18番（大関久義君） 議長、一問一答方式でいいのかって最初聞いているんだけど、一件ずつやっていいという話をしちゃっているのだけれども、いいの。

○議長（海老澤 勝君） すみません、訂正します。野口議員、すみません、一括でお願いします。質問全部通してくれて。よろしくお願いします。

○10番（野口 圓君） では、89号から始めていいですか、87号だけね。

〔「全部」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） 質問全部お願いします。

○10番（野口 圓君） 89号の場合は、時間設定の料金体系が、7時から12時と、1時から5時、6時から10時という形で、それぞれ料金が設定されているのですが、その合計金額と、朝7時から夜10時までの通しで借った場合の合計金額が高くなっているわけなのです。この理由を聞きたいのですけれども。

それから87号は、公営企業体の管理者と市長を管理者にかえるというその意図を聞きたいのです。

それから90号は、公共下水道関係が市の予算から外れて公共会計になるということですが、これはどうしてかということ。88号は、下水道事業、水道事業が持っていたお金を市の会計から公営企業のほうに移すという、そのまま移すのかということ、金額は幾らになっているかということを知りたいです。

それから91号から99号は、指定管理料が明記されていないので、表示をしていただきたいということと、前の指定管理されていた管理者との指定管理料も同じく明示を求めるといことです。

○議長（海老澤 勝君） 都市建設部長大森 満君。

○都市建設部長（大森 満君） 野口議員の議案質疑にお答えいたします。

まず、議案第89号の料金の設定の内容でございますけれども、今回の料金設定につきましては、平成26年12月に策定されました使用料及び手数料の見直しに関する基本方針、これに従いまして算定しております。また、時間設定に関しましては、市内で使用料を徴収しておりますほかの施設の条例で定められた時間設定に倣いまして設定をいたしております。

使用料の算定方式でございますが、初めに、施設の維持管理費、運営にかかる経費、これを施設の総面積と年間開館時間で割りまして、基礎となります1平米当たりの時間単価を算出しております。これに貸し出しする施設の面積、それと貸し出し時間、そして受益者負担割を乗じまして算出する形となっております。

時間設定につきましては、午前、午後、夜間等となっておりますが、それぞれ入れかえの時間として1時間を除いております。終日利用の場合につきましては、1日を通して使用することから、これらの入れかえ時間も使用料に含まれてしまうため、午前午後等の短時間の利用よりも料金が高くなっているということでございます。

なお、同じく使用料金を徴収しております地域交流センターともべ、それと今月オープンを予定しております地域交流センターいわま、この料金体系も同様となっております。以上でございます。

○議長（海老澤 勝君） 上下水道部長鯉淵賢治君。

○上下水道部長（鯉淵賢治君） 10番野口議員の質疑にお答えいたします。

下水道事業につきましては、平成27年1月に、総務大臣から都道府県及び人口3万人以上の市町村等につきましては、平成32年度までに地方公営企業法適用の必要がある旨の方針が示されております。それに伴い、笠間市では、平成27年度に基本計画を策定し、平成28年、29年度にわたり移行事務を進めており、平成30年4月1日から地方公営企業法を適用するため、関連する条例の制定、改正廃止を提案させていただいたところでございます。

管理者を置かず市長ということでございますが、管理者を読みかえて市長に、山口伸樹としているだけでありまして、企業会計に移行する意図といたしましては、公営企業として独立採算制が重視され、経営状況の明確化、経営の弾力化、経営意識の向上が見込まれます。また、資金の流れや負債、どの程度あるか把握できます。このことにより、施設の維持管理など経営の健全化につなげることができます。

また、既に、法的化をしております水道事業に地方公営企業の適用方針を做っており、水道と下水道に共通している業務の一体化や、類似業務を統合により経営コストの削減、上下水道の連携強化による市民サービスの向上といった効果を期待しております。以上です。

○議長（海老澤 勝君） 上下水道部長鯉淵賢治君。

○上下水道部長（鯉淵賢治君） 続きまして、議案第90号についてでございますけれども、今回の企業会計の移行は、先ほども申し上げましたが、公営企業としての独立採算性を重視し、経営状況の明確化、経営の弾力化、経営意識の向上を目的としたものでございます。使用料につきましては、条例で定めておりまして、現行のとおり、市民や議会の代表者で組織をいたします下水道審議会や議会でご審議を十分いただいた上に、市民の皆様にご了解を得ながら適正な使用料の設定に努めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（海老澤 勝君） 福祉部長鷹松丈人君。

○福祉部長（鷹松丈人君） 10番野口議員のご質問にお答えをいたします。

議案第91号の指定管理者の指定でございますけれども、指定管理料につきましては、地方自治法の定めによりまして、議案書には記載をされておりませんが、議案第101号 平成29年度笠間市一般会計補正予算（第4号）の債務負担行為補正、また11月の全員協議会におきましてご説明を申し上げたところでございます。改めまして、ご説明を申し上げます。

ご質問の笠間市地域福祉センターの指定管理料につきましては、平成30年度から平成34年度の5年間で2億4,010万円を見込んでおるところでございます。従前の指定管理料との比較ということでございますけれども、今までの地域福祉センターが、平成25年度から平成29年度で同じ5年間でございますけれども1億1,155万5,000円、友部保健センター内に設置しております障害者福祉センターともべが、同じく5年間で3,848万3,000円、岩間保健センター内に設置しております障害者福祉センターいわまが1,456万2,000円、合計の今までの5年間でございますが1億6,460万円でございます。なお、平成30年から平成34年度につきましては、新たに友部、岩間、両保健センターの管理費用がプラスされることから、指定管理料が増額となっているところでございます。以上でございます。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長米川健一君。

○産業経済部長（米川健一君） 10番野口議員のご質問にお答えをいたします。

議案第92号、笠間の家指定管理料につきましては、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間で2,900万円を予定しており、1年当たりになりますと580万円となります。

次に、指定管理料の比較についてでございますが、前回の指定管理者の選定につきましては、特定非営利活動法人いばらきの魅力を伝える会を指定し、指定期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間、指定管理料は3年間で1,413万円、年度ごとの内訳でございますが、平成27年度は566万円、平成28年度は426万円、平成29年度は421万円となっております。平均をいたしますと、年額は471万円となり、前回と比較しますと、1年当たり109万円の増額となります。

増額となりました要員につきましては、利用者の増加へ向けた既存事業の拡充や新規事業の展開を図るもので、カフェスペースの充実や交流会事業の実施、フリーペーパー等の発行を計画しております。以上で説明を終わります。

○議長（海老澤 勝君） 教育次長小田野恭子君。

○教育次長（小田野恭子君） 議案第93号、筑波海軍航空隊記念館指定管理料につきましては、平成30年度から平成34年度までの5年間で2,850万円でございます。従前の管理料との比較につきましては、平成30年度からが初めての指定管理料となります。これまで、平成25年度から平成29年度までの5年間、運営のための委託料として3,434万6,000円の支出をしており、指定管理にすることで584万6,000円の減額となっております。減額の要因といたしましては、指定管理者の自主事業による企画展、イベント等による入場者の増加や記念館関連土産品の販売の強化、ロケ地誘致等のフィルムコミッション活動の強化等を行うことにより収入の増加を見込んでいるためでございます。

続きまして、第94号から99号までの笠間市民体育館ほか6施設の指定管理料につきましては、平成30年度から平成34年度までの5年間で3億4,060万円でございます。前回の指定管理料の比較といたしましては、平成25年度から平成29年度までの5年間で3億2,011万1,000円で、2,048万9,000円の増額となります。1年間では約400万円の増加となっております。この理由といたしましては、岩間工業団地テニスコート及び笠間市総合公園内に新たにグラウンドゴルフ場等を整備したことにより、維持管理分の経費が前回より増額となっているものでございます。以上でございます。

○議長（海老澤 勝君） 上下水道部長鯉淵賢治君。

○上下水道部長（鯉淵賢治君） 野口議員の議案第88号に対するご質問にお答えしておりませんので、ただいまからお答えしたいと思います。

笠間市公共下水道事業基金条例に基づきます平成29年度末の基金残高は、約2億700万円を想定しております。これにつきましては、下水道事業に伴う基金でございますので、平成30年4月1日からの企業会計に移動し、下水道事業の運転資金に充ててまいりたいと思っております。以上です。

○議長（海老澤 勝君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） 89号なのですけれども、例えば、個別の時間で、7時から12時、1時から5時というものを、1人の団体、一つの団体が続け、借りた場合は、片づけ時間も含めた形で利用できるようになるんじゃないかと思うのですが、そこら辺はいかがですかね。

あとは、細かいところなので結構です。それだけお願いします。

○議長（海老澤 勝君） 都市建設部長大森 満君。

○都市建設部長（大森 満君） 午前中、午後と料金設定してございまして、9時から12時、13時、17時、18時、22時というふうに設定してございます。その時間帯、時間帯を借りるということであれば、例えば、9時から17時ということであれば、9時から17時という時間設定の料金も設けてございますので、それは当然、個別に細かく9時から12時、13時、17時と借りても、その入れかえの1時間というのは使える状況になります。

○議長（海老澤 勝君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） よくわからないのですけれども、要するに、入れかえの時間分を1人の人が続けて3回借りると、そのまま利用できるんじゃないかと、要するに、1日通じて借りた値段よりも安い料金で利用できるのかどうかということを知っている。

○議長（海老澤 勝君） 都市建設部長大森 満君。

○都市建設部長（大森 満君） 例えば、9時から17時まで借りたいということであれば、個別に2回、9時から12時、13時、17時をお借りになるのではなく、9時から17時まで使うわけですから、9時から17時という設定の中での申請になると思います。

○議長（海老澤 勝君） 次に、3番石井 栄君。

○3番（石井 栄君） 3番、日本共産党の石井 栄です。許可を得まして、議案質疑を行います。まず最初に、議案第89号 かさま歴史交流館井筒屋の設置及び管理に関する条例について質問いたします。

1番、市民や専門家の意見がどの点にどのように反映されているのか。

次、市民や専門家の意見を反映させるために、どのような場で、どのように取り入れを行ったのか。

3番、使用目的、申請団体の規制はあるのか。

4番、第4条、業務後その他市長が必要と認めるときとは、どのような場合なのでしょうか。

5番、第7条4番、市長が施設の管理上、支障があると認めるときは、その使用を許可しないとされているが、どのような場合でしょうか。

6番、会議室での飲食、飲酒については、どのように取り扱われるのでしょうか。

7番、市直営で運営を行うとのことですが、その主な理由は何でしょうか。

8番、指定管理者に管理を行わせることができるとなっているが、時期はいつからと想定しているか。

9番、12条委任の項で、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めると記載されていますが、規則の内容項目は何か。

10番、上記規則第12条で触れた規則は、いつ、どの機関、どの部門が、どのような基準で決定するのか。

11番、展示、運営等に関する市民の意見は、どのように扱われるか。

12番、規則が実情に合わない、あるいは妥当性を欠くというふうになった場合、どの機関、部門で検討され、改廃につながるのか。

続きまして、議案第94号ないし99号の指定管理者について質問をいたします。

1番、特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会について質問します。1番です。この事業の運営に当たる146名の従業員の方々は、スポーツに関する専門家が多く含まれていると思いますけれども、スポーツに関係するどのような資格を、どの程度の方々が取得して

いるのでしょうか。

2番、市内6施設ですね、間違いです。市内6施設が対象になっていますが、各施設で働く職員の方々はそれぞれ何名でしょうか。

3番、管理運営の方針は何か。

4番、事業計画の骨子は何か。

5番、自主事業の特徴は何か。

6番、市内スポーツ施設の利用者数は2013年から2016年でどのように変遷したか。

7番、市内スポーツ施設の利用料収入は、2013年から2016年でどのように変遷したか。

8番、自主事業での貢献は、どのようなものがあるか。

9番、従業員の待遇労働条件は改善されているのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（海老澤 勝君） 都市建設部長大森 満君。

○都市建設部長（大森 満君） 石井議員の議案質疑にお答えいたします。

まず、①市民や専門家の意見がどの点に、どのように反映されているか及び②市民や専門家の意見を反映させるように、どのような場でどのように取り入れたのかとのご質問でございますが、この条例につきましては、地方自治法第244条の2、第1項にあります普通地方公共団体は、法律またはこれに基づく政令に特別の定めのあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項につきましては、条例でこれを定めなければならないという規定に基づきまして条例を制定するものでございます。これにより施設の設定及び運営管理に必要な不可欠な事項を定めたものであります。

次に、③使用目的、申請団体の規制はあるのか、とのご質問でございますが、本条例第7条第2項第1号から第4号に、公の秩序を乱し、または善良の風俗を害するおそれがあるとき等、市長が許可しない規定を定めております。これらの規定に抵触しない限り、特に規制は設けず広く開放してまいりたいと考えてございます。

次に、④第4条（5）その他市長が必要と認めるときはどのような場合か、とのご質問でございますが、第4条では、第1号から第4号まで具体的な業務内容を示しておりますが、このほかにも地域の発展や施設の運営上、有効となる業務が出てきた場合にも対応できるなどの一般的な考えに基づきまして、この規定を設けたものでございます。

次に、⑤第7条（4）市長が施設の管理上、支障があると認めるときには、その使用を許可しないとされているが、どのような場合か、とのご質問でございますが、こちらも先ほどの答弁と同様に、第1号から第3号まで示した具体的な内容以外の事項に対応できるよう一般的な考えに基づき、この規定を設けたものでございます。

次に、⑥会議室での飲食、飲酒はどのように取り扱われるのか、とのご質問でございますが、使用許可を得て使用される方が、ご自分で持ち込んだ飲食物をご自分の責任で飲食、飲酒及び販売することへの規制は行わない方向で考えております。なお、飲食後の片づけにつきましては使用なされる方をお願いしたいと考えてございます。

次に、⑦市直営で運営を行うとのことであるが、その主な理由は何か及び⑧指定管理者に管理を行わせることができるとなっているが、時期はいつからと想定しているかとのご質問でございますが、開館初年度につきましては、当施設を利用する方の属性、それとご意見など、維持管理を含めた運営内容を把握するために、市が直営で運営管理を行ってまいりますけれども、2年目からは指定管理者制度を導入してまいりたいと考えてございます。

次に、⑨第12条の項で、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めると記載されているが、規則の内容項目は何か及び⑩上記規則第12条で触れた規則は、いつどの機関、部門はどのような基準で決定するのかとのご質問でございますが、この規則につきましては、今回、上程いたしました、かさま歴史交流館井筒屋の設置及び管理に関する条例の施行に関し、この条例を補完するために必要な事項を定めるものであります。

主な内容でございますが、使用許可申請書や使用許可書の様式について、また、所定の場所以外においての火気使用の禁止や無許可での物品の販売や配布の禁止などの使用者の遵守事項、そして地元の区や商店街など、市内の地域活動団体が使用するときの使用料の減免措置などを定めております。規則の制定につきましては、先ほども申しましたとおり、条例の施行に関し、必要な事項を定めるものでございまして、地方自治法第15条の規定に基づき庁内で協議される庁議及び例規審査を経まして今回の条例制定に合わせて制定するものでございます。

次に、⑪展示、運営等に関する市民の意見はどのように扱われるのか、とのご質問でございますが、開館後は、利用者アンケート及び地元の区長や商店街、また、かさまち考等のご意見を反映させながら、多くの方々に長く親しみを持っていただける施設運営を行ってまいりたいと考えてございます。

次に、⑫実情に合わないあるいは妥当性を欠く規定の場合どの機関、部門で検討され、改廃につながるかとのご質問でございますが、条例の改廃が必要になった場合には、庁内で協議される庁議を経て、改廃に関する条例改正案を作成した後、地方自治法第96条の規定によりまして市議会にお諮りし、改廃につながる形となります。以上でございます。

○議長（海老澤 勝君） 教育次長小田野恭子君。

○教育次長（小田野恭子君） 3番石井議員の質問にお答えをいたします。

まず、①特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会は、先ほど、議員、146人とおっしゃいましたけれども、149人の法人でございます。この方々は、スポーツに関係するどのような資格をどの程度取得しているのかということでございますが、主に、B & Gアクアインストラクター健康運動実践指導者、障害者スポーツ指導員、健康運動指導士、日本赤十字社の日赤水上安全法救助員、日赤救急法救助員、プール衛生管理者、プール施設管理士など、約3割の職員がスポーツに関する資格を取得をしております。

次に、②笠間市内の六つの施設で働く職員の方はそれぞれ何名かということござい

すが、現在は、総合公園に4名、市民体育館に2名、こちらは石井街区公園や武道館も兼務をしております。海洋センターに1名、こちらも岩間総合運動公園も兼務しております。合計7名ですが、来年度以降は、総合公園に4名、市民体育館に2名、海洋センターに2名、合計8名とする計画でございます。

次に、③管理運営の方針は何かというご質問でございますが、既に、先月の全員協議会に資料として配付しておりますが、笠間市スポーツ施設の設置目的や役割を理解し、当協会の有するスポーツ指導、健康づくりに関するノウハウ、地域コミュニティーに関する経験などを最大限に発揮し、地域スポーツ施設の運営、スポーツの普及、健康促進事業の展開、自主グループの育成、地域スポーツ指導員の育成や連携などをこれまでの業務経験を生かし、笠間市のスポーツ施設の管理運営をして、スポーツの推進を行うということが方針でございます。

次に、④事業計画の骨子は何かということで、地域に根差した多様なスポーツやレクリエーション推進体制の強化を図り、質の高い公共施設サービスの提供でございまして、利用者の増の計画の柱としましては四つございます。笠間市岩間工業団地テニスコート利用の促進、壮年期時代女性利用者利用促進事業、芝生スポーツ広場を活用した事業展開、国体、オリンピックに向けたスポーツ教室の開催等、そして自主事業の充実でございます。

次に、⑤自主事業の特徴は何かということでございますが、テニス子ども合宿、走り方教室、子どもランニング教室、グラウンドゴルフ大会、短期水泳教室、水辺の安全教室、ママのための健康体操教室など、各年齢層を対象とした魅力あるそして多様なニーズに対応した各種教室となっております。

⑥市内スポーツ施設の利用者数ということで、平成25年から平成28年度どのように変遷していくかということでございますが、平成25年度は12万9,695人の利用者数で、平成28年度は15万6,063人でございます。2万6,368人の増となっており、約1.2倍の増加となっているところでございます。

次に、市内スポーツ施設の利用料金収入ということで、こちらも平成25年から平成28年の変遷でございます。平成25年度は464万6,455円の収入でございまして、平成28年度は619万1,695円となっており、154万5,240円の増で1.3倍の増加となっております。

次に、⑧自主事業での貢献はどのようなものであるかということでございますが、具体的に申し上げますと、笠間市長杯ジュニアテニストーナメント大会の開催、こちらは10歳から18歳までのジュニア選手が関東一円から約550名の選手が参加し、笠間市のスポーツの振興に貢献をしております。また、こちらの大会での賞品等は、地元の農産物や菓子を使用することで地元産業の経済効果にもなっております。また、利益の還元ということで、元プロ野球選手による子ども野球教室やかさま陶芸の里マラソン大会にゲストランナーとして、安田大サーカスの安田さんをお呼びなど、地元にも貢献しております。こういった形で、指定管理者としての安定した経営基盤が保持できるということと、安定した管理運営

を継続して行える組織体制となつてございます。

⑨従業員の待遇、労働条件は改善されているかどうかというご質問でございますが、これまでも法令を遵守し、安定した管理運営を継続して行っており、労使双方ともよい状態が保たれてございます。以上でございます。

○議長（海老澤 勝君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） 2回目の質問に入ります。議案第89号でありますけれども、先ほど1番、2番につきまして、地方自治法に沿って市が設置をしたということで、そういうお答えがありましたけれども、質問は、市民や専門家の意見を反映したのかどうか、例えば、かさまち考などで議論をしているいろいろ要望や意見が出たと思うのですが、そういう意見を反映されたのかどうかということなんです、その点はいかがでしょうか。

それから、次の質問は、先ほど、規定に基づいて特段の規制は設けずというお話、説明がありましたけれども、11月の全員協議会でも広く市民に使っていただけるように使用目的、申請団体については余り規制は設けない方向で広く使っていただきたいという話が担当者からありましたけれども、次の点ですね、例えば、政党や政党の後援会が申請する地域振興等に関する集会というのは、これは何か規制があるのでしょうか。

それから、あと、次ですね、規則に関して、規則の改廃が審議会などで行われる際に、事前に関係者にその内容が送付されるようになるのかどうかということです。

それから、議案第94号から99号に対しまして、特に9番の件についてなのですが、これまでも安定した労使関係がされていると、行われているという説明がありましたけれども、指定管理者の賃金が、地方公務員などの水準と比較して大きな格差が出てきたというような場合、待遇、労働条件の改善をするように、事業者に要請とか促しをするのでしょうか、この点、お願いします。

○議長（海老澤 勝君） 都市建設部長大森 満君。

○都市建設部長（大森 満君） まず初めに、条例制定の内容等ではなく、この計画に市民や専門家の意見がどのように反映されて進めているのかというご質問だと思います。それにつきましては、旧井筒屋本館を含みます現在の門前通り周辺の整備計画でございますけれども、当初予定しておりました旅館再生計画、これが平成26年1月に運営予定事業者が辞退したことによりまして、今現在の計画を進めることになったわけでございますけれども、現計画のこれまでの経緯の概要でございますけれども、平成26年2月から平成26年度にかけて、専門家を交えまして、市民中心のワークショップ、それと地元地区での懇談会など7回開催してございまして原案を策定してまいりました。その後、平成27年度から平成28年度にかけて、かさまち考全体会議や市民対象の説明会等、都合7回の機会を設けてご説明申し上げ、幅広いいろいろな意見を聞きながら現在に至っている状況でございます。

次に、この施設の使用に当たって、政党既成団体の使用はどうかということござ

いますけれども、条例の7条に抵触しなければ、これは使用は可能かというふうに考えて
ございます。

また、次のご質問でございますが、条例を改廃する場合、事前に関係者への送付をする
のかというご質問でございますけれども、通常の条例制定、一部改正等と同様に、全員協
議会等で報告して手続を踏んでいくという予定でございます。以上でございます。

○議長（海老澤 勝君） 教育次長小田野恭子君。

○教育次長（小田野恭子君） もし賃金等に格差があったらどうするかというご質問で
ございますが、適切に指導、助言をしてみたいです。以上でございます。

○議長（海老澤 勝君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） 3番目、最後の質問いたします。

議案第89号で、この歴史交流館は、全面、全館禁煙になるのかどうか、その辺お伺いを
いたします。

○議長（海老澤 勝君） 都市建設部長大森 満君。

○都市建設部長（大森 満君） 笠間市に至りましては、いろいろな公共施設につきまし
ては、施設の中はもちろんのこと、敷地内も禁煙となっております。この井筒屋、今回
のこの施設に関しましても、当然禁煙という形になります。以上でございます。

○議長（海老澤 勝君） 質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第84号 行政手続における特定の個人を識別するた
めの番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する
条例の一部を改正する条例について、ないし議案第108号 平成29年度笠間市水道事業会計
補正予算（第2号）については、会議規則第37条第1項の規定によりお手元に配付いたし
ました議案付託区分表のとおり所管の常任委員会へ付託いたします。

散会の宣告

○議長（海老澤 勝君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

なお、次の本会議は12月12日に開きます。よろしく願いいたします。

この後、直ちに全員協議会を開きますのでご参集願います。

午前10時41分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 海老澤 勝

署名議員 蛭澤 幸一

署名議員 野口 圓